

射水市女性人材リスト事業実施要領

1 目的

市の政策・方針決定の場への女性の登用を促進するため、様々な分野にわたる人材を「射水市女性人材リスト」（以下「女性人材リスト」という。）に登録し、女性の人材の情報提供を行うことにより、女性活躍の場の確保と男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

2 女性人材リストの活用

女性人材リストは、次に掲げるときに活用するものとする。

- (1) 市における各種審議会等の委員選考に当たり、情報を必要とするとき
- (2) 市における諸事業推進のため、女性人材を必要とするとき
- (3) その他市が必要と認めるとき

3 女性人材リスト登録者

女性人材リストに登録することができる者は、市内に居住、勤務もしくは通学し、又は市内の団体に所属している18歳以上の女性で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市政や地域の発展に関心があり、市の審議会等または市における諸事業において活動する意欲がある者
- (2) 次のいずれかの分野の専門的知識や技能等を有する者または活動経験がある者

- ア 保健・医療・福祉
- イ 教育・子育て
- ウ 環境・土木・建設
- エ まちづくり
- オ 商工業・農林水産・観光
- カ 文化・芸術・スポーツ
- キ 人権・男女共同参画
- ク その他、市が必要と認めたもの

4 女性人材リスト登録者の管理

女性人材リスト登録者の管理は次の各号による。

- (1) 女性人材リスト登録者の管理は、市民生活部市民活躍・文化課が射水市個人情報保護法施行条例に基づき、行うこととする。

(2) 女性人材リストはおおむね2年を目安に登録内容を確認し、更新するものとする。

(3) その他、本人からの申出により、随時女性人材リストに新規登録、削除、修正を行うものとする。

5 登録方法

広い分野から人材を起用することを基本とし、「射水市女性人材リスト登録申込書」の提出を受け、登録について了解が得られた者を登録する。

6 不適格者の取扱い

次のいずれかに該当する者は、女性人材リストから登録を抹消することとする。

- (1) 女性人材リスト登録を営利目的に利用しようとする者
- (2) 女性人材リスト登録を政治活動・宗教活動に利用しようとする者
- (3) その他、市が女性人材リスト登録者としてふさわしくないと認めた者